

平成30年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第239回定例会

8月6日開会

8月6日閉会

第239回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成30年8月6日(月曜日)

出席議員(17名)

1番 志村新一郎 君	2番 山谷 清 君
3番 柄目孝治 君	4番 細川健也 君
5番 佐藤長成 君	6番 松崎良一 君
7番 高橋茂美 君	8番 管原研治 君
9番 佐藤貴久 君	10番 丸山勝利 君
11番 大沼克己 君	12番 吉野敏明 君
13番 高橋たい子 君	14番 平間奈緒美 君
15番 眞壁範幸 君	16番 神崎安弘 君
17番 菊池修一 君	18番 佐藤吉市 君

欠席議員(1名)

4番 細川健也 君

説明のため出席した者

理事 長 滝口 茂 君	理事長職務代理者 大友喜助 君
理事 山田裕一 君	理事 村上英人 君
理事 小関幸一 君	理事 齋清志 君
理事 佐藤英雄 君	理事 小山修作 君
副町長 佐藤仁一郎 君	助役 岩間利裕 君
教育長 船迫邦則 君	監査委員 佐藤長壽郎 君
会計管理者 加藤弘一 君	総務課長 阿部和之 君
企画財政課長 水戸卓司 君	滞納整理課長 大槻充夫 君
介護保険課長 関場幸江 君	業務課長 阿部直樹 君
消防長 咲間定実 君	次長 村上雅浩 君
管理課長 佐々木保方 君	警防課長 佐久間幸男 君
指令課長 梅津祐二 君	教育次長 加藤雅章 君
業務課長補佐 宍戸清人 君	

事務局職員出席者

事務局 長 大内 豊 君 書 記 佐藤真由美 君

議事日程

平成30年8月6日(月) 午後3時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））

第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

第6 第9号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号））

第7 第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

午後3時43分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

第9号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号））

第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

午後3時 開会

○議長(柄目孝治君) みなさんこんにちは。

大変御苦勞様でございます。

開会に先立ちまして、御紹介申し上げます。

去る7月3日に柴田町長選挙が告示され、その結果、滝口茂さんが無投票で当選されました。引き続き当組合理事に御就任されるとともに、7月10日の理事会におきまして、引き続き理事長に御就任されました。

この際ですので、滝口理事長に御登壇の上、御挨拶を賜りたいと存じます。

○理事長(滝口茂君) 引き続きまして、理事長として管内2市7町のまとめ役として重責を担わせていただくことになりました。

これまでの、長きにわたるといいますが、長いんですが、行政経験を発揮させていただきまして、理事長としての責務を果たして参りたいというふうに思っておりますので、議員各位の今後の御指導ごべんたつ、どうぞよろしくお願いしたいということで、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきますと思います。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。【拍手】

○議長(柄目孝治君) ありがとうございます。

これより、第239回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします
直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めております。

なお、時節柄当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御承知願います。

本日の会議に4番細川健也君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員は、17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、議長において、1番、志村新一郎君、10番、丸山勝利君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 本日ここに、第239回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

行政報告といたしましては、はじめに、農林業系廃棄物の試験焼却関係についてでございます。

本年2月議会定例会の行政報告におきまして、3月から試験焼却を開始することとし、その開始日につきましては、理事長及び白石市長に一任する旨御報告しておりましたが、その後、組合及び白石市との調整が整いましたので、3月19日から第1クールとして、1キログラム当たり100ベクレル以下の白石市のほだ木を、4月23日から第2クールとして、同じく400ベクレル以下の角田市の堆肥を、それぞれ1日1トン、5日間で合計5トンの試験焼却を実施いたしました。

5月8日開催の理事会におきまして、第1及び第2クルールの試験焼却結果を検証した結果、煙突排ガス等の環境管理基準の全項目におきまして、基準値を下回っておりましたことから、第3クール以降の試験焼却計画を協議し、決定いたしております。

また、試験焼却期間中の3月23日に1か所のモニタリングポストにおきまして、基準値を超える値が表示されましたが、機器を設置した環境省の調査の結果、「機器の不具合の可能性が高く、試験焼却の影響ではないことが明らかである」との判断を受けまして、試験焼却を継続したところであります。

これらの内容につきましては、5月10日開催の四者会談及び同月14日開催の議員全員協議会におきまして、議長をはじめとする議員各位に御報告申し上げたところであります。

次に、モニタリングポストの異常値表示時の対応方針についてであります。

先ほど報告いたしましたモニタリングポストの機器の不具合によりまして、圏域住民の皆様に変な御心配、御不安をお掛けすることとなりました。

このことから、理事会といたしましても、これまで以上に十分な対応を講じる必要があると判断し、試験焼却期間中において、モニタリングポストが異常値を表示した場合の詳細な対応方針を定めたところであります。

モニタリングポストにおいて、1時間当たり0.2マイクロシーベルトを超える値が測定された場合には、即時に環境省から組合、運転事業者、構成市町及び宮城県に対して電子メールが送信されます。

対応方針としましては、この電子メールを受信した運転事業者においては、即座に試験焼却を停止し、焼却するごみを一般家庭ごみに切り替えて施設の運転を行い、施設の運転状況の確認を行うこととしております。

このとき、施設の運転状況に異常があった場合には、自動燃焼システムにより、施設の運転は自動的に停止されますが、施設の運転状況に異常がなかった場合には、運転事業者、組合又は市町において異常値を表示したモニタリングポスト周辺の空間線量率を再確認することとし、基準値を超過していることが確認された場合には、運転事業者の責任において、試験焼却を中止するという対応方針を定め、第3クールから適用いたしております。

次に、6月16日に仙南クリーンセンターで開催した住民説明会についてであります。

この住民説明会は、環境省、宮城県及び仙南2市7町の首長等が出席し開催しており、圏域外の住民9名を含む114名の住民に御参加いただいております。

説明会では、当組合から「第1及び第2クールの試験焼却結果について」、環境省から「宮城県に設置したモニタリングポストにおける異常値表示について」、御説明いたしたところであります。

説明後の質疑応答におきましては、12名の方々からモニタリングポストや排ガスの測定方法等に関する質問があったほか、試験焼却の中止や計画の見直しを求める意見をいただいております。

これらの御質問に対しまして、組合、関係市町及び環境省において丁寧に回答し、おおむね御理解をいただいたものと考えております。

今後は、全クールの試験焼却終了後に改めまして住民説明会を開催する予定としております。

次に、第3クールに係る試験焼却の実施についてであります。

7月23日から第3クールとして、1キログラム当たり1000ベクレル以下の角田市の牧草を、1日1トン、5日間で合計5トンの試験焼却を実施し、現在、その検証作業を行っているところであります。

この試験焼却結果に問題がなければ、第4クールの試験焼却に移行してまいりたいと考えております。

試験焼却関係の最後になりますが、試験焼却に伴う環境監視体制についてであります。

第2クールまでの環境監視体制につきましては、試験焼却業務の受託者であります株式会社仙南環境サービスにおいて、排ガス、固化灰、スラグ及び土壌の放射性セシウム濃度の測定を行っていましたが、第3クール以降につきましては、更なる安全性の確認を行うため、議員全員協議会での御意見を踏まえまして、組合においても再測定を行い、二重にチェックする体制といたしたところでございます。

このことから、放射性セシウム濃度測定委託料を追加する補正予算の専決処分を行いまして、本議会定例会に関連する議案を提案しておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

今後とも、組合及び搬入する市町が連携し、圏域住民の安全・安心に十分配慮した監視体制の下で、試験焼却を行ってまいりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

はじめに、3月29日に執り行いました柴田斎苑の安全祈願祭には、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず議員各位の御臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、柴田斎苑におきましては、4月から建築工事に着手し、現在、1階床までのコンクリート打設工事を終え、7月末時点での工事の進捗率は17.5パーセントの出来高となっております。

また、白石斎苑におきましては、6月から造成工事に着手し、現在、擁壁工事を施工しており、10月から建築工事に着手する予定となっており、両斎苑とも順調に進捗しているところでございます。

なお、白石斎苑におきましては、請負事業者が10月3日に安全祈願祭を執り行う予定としておりますので、議員各位の御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今年の7月議会定例会で報告しておりました斎苑使用料の徴収についてであります。

これまで、斎苑使用料につきましては、圏域内の住民については無料としておりましたが、今後、受益者負担の観点から実費相当分を徴収することとし、昨年度、構成市町の担当課長会議において、使用料金や徴収開始時期などについて検討を行ってきたところであります。

本年4月、その結果報告を受け、理事会として協議を行いました結果、平成31年4月から斎苑使用料の改定を行うことと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

現在、8月1日から31日までの期間においてパブリックコメントを実施し、圏域住民の皆様方から斎苑使用料の改定案に関する御意見を広く求めているところでございます。

今後は、寄せられました御意見等を踏まえまして、組合としての考え方を明らかにした上で、斎苑使用料の改定に係る条例改正案を12月議会定例会に提案してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、角田市の●●氏が当組合に対して損害賠償を請求しておりました控訴審裁判に係る和解成立についてであります。

本年2月議会定例会におきまして御審議いただきました和解について、3月2日に開催された裁判において和解が成立いたしましたので、御報告申し上げます。

これまで議員各位に御心配をおかけしましたことに対しまして、おわび申し上げますとともに、今後の事務処理等に当たりましては、適正かつ透明性を高めた中で進めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。

次に、緊急消防援助隊の登録完了についてであります。

平成26年3月、総務省消防庁は緊急消防援助隊の派遣体制の強化を図るため、平成30年度末までに緊急消防援助隊を全体で6000隊に増隊する計画を策定しております。

これを受け、平成27年2月、本県は、宮城県緊急消防援助隊の増隊を決定し、当組合に対して、8隊から5隊を増隊し、13隊とするよう要請がなされたものであります。

このことから、当消防本部におきましては、これまで車両の更新に合わせ順次増隊を進めてまいりましたが、本年4月、指揮隊車1台の登録を行い、全13隊の登録が完了いたしましたので、御報告いたします。

次に、当組合の救急業務に多大なる貢献のありました株式会社渡辺酸素様に対します表彰についてであります。

株式会社渡辺酸素様におかれましては、救急活動における酸素投与の重要性を深く御理解いただき、当組合に対して、昭和53年から今日まで、40年もの長きにわたり医療用酸素ガスの御寄附をいただいたものであります。

このことから、これまでの御厚意に対し深甚より感謝申し上げますとともに、本年5月24日に組合表彰を行いましたので、御報告申し上げます。

次に、多言語通訳サービスの運用開始についてであります。

総務省消防庁は、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けて、訪日外国人が増加することが予想されることから、多言語による119番通報に対応できる体制を構築するよう求めています。

このことから、当消防本部におきましても、名取市消防本部に次いで県内2番目となる多言語通訳サービスを導入し、本年7月1日から運用を開始しましたので、御報告申し上げます。

このサービスは、英語、中国語、韓国語などの16言語に対応可能で、外国人からの119番通報に対しまして、委託事業者との3者間通話により、24時間、365日対応することができるものでございます。

このサービスの導入によりまして、当仙南圏域内の外国人居住者や年々増加している外国人旅行者からの119番通報に対し、明確な意思疎通が図られ、消防・救急事案に迅速かつ的確に対応することができることとなるものであります。

次に、消防車両の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。

今回配備した車両は、昨年7月議会定例会におきまして取得の議決をいただきました普通消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付水槽車の2台であります。

両車両ともに老朽化が著しいことから更新したもので、普通消防ポンプ自動車は角田消防署に、小型動力ポンプ付水槽車は大河原消防署に配備し、平成29年度内に運用を開始しております。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第26期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業であります。本年度も第26期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に募集したところ、去る6月3日に入団ミーティングを行い、15名が入団することになりました。

第24・25期生と合わせ32名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、レッスンや合宿、ワークショップなどの活動を開始したところであります。

なお、9月までの基礎レッスン期間中は団員の追加募集を行っておりますので、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御報告といたします。

日程第4 第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））

○議長（柄目孝治君） 日程第4、第8号議案、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号））を議題としたいと思います。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 議案書の3ページをお開き願います。

第8号議案「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について、3月2日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算の内容としましては、行政報告いたしました控訴審裁判の和解成立に伴う弁護士委任委託料並びに3月下旬から開始しました農林業系廃棄物試験焼却に係る臨時施設警備委託料を追加したほか、3事業に係る繰越明許費を設定いたしましたものであります。

試験焼却開始までのいとまがなく、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、第8号議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。

平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第5号の専決処分書となります。専決処分日は、平成30年3月2日です。ここで別冊になりますが、表紙の左上に、専決処分と記載されております、平成29年度予算書(3月補正)、こちらの1ページをお開き願います。

平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第5号になります。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ、274万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を45億5,662万6,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして、繰越明許費を設定しております。

はじめに、歳出の補正予算から御説明いたしますので、10と11ページお開き願います。

4款衛生費2項1目清掃総務費13節委託料に、弁護士委任委託料として、177万7,000円を追加しております。これは、当組合に対する損害賠償請求控訴事件に係る弁護士報酬等に係る委任委託料でございまして、3月2日の裁判において和解成立に伴い報酬等を支払うものでございます。

なお、この財源につきましては、衛生施設整備基金から繰入れいたすものでございます。

続いて、2目じん芥処理費13節委託料では、農林業系廃棄物試験焼却に係る臨時施設警備委託料96万4,000円を追加しております。

試験焼却第1クール分及び第2クール分の実施に当りまして、円滑な受入れを行うため搬出入口に警備員を配置するための委託料を追加したものでございます。

この財源ですが、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金が補助率1/2で48万2,000円、差引き48万2,000円につきましては、震災復興特別交付税が交付されるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページお願いいたします。

歳入の補正になります。

3款1項1目1節の放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金48万2,000円の追加は、臨時施設警備委託に係る補助金となります。

下の6款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、臨時施設警備委託に係る震災復興特別交付税が平成30年度交付となることから、財政調整基金を一旦措置いたすものでございます。

30年度において交付されたのち、財源更正を図り、基金に積み戻しをいたすこととしてございます。3目1節の衛生施設整備基金繰入金については、弁護士委任委託料に充当するものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。繰越明許費3件でございます。

3件とも、4款衛生費2項清掃費に係るもので、1件目の農林業系廃棄物試験焼却業務委託料と2件目の飛灰・掘り起こし運搬委託料については、平成29年度組合一般会計補正予算第1号でお認めいただいた試験焼却4クール分までに係る経費でございますが、年度内の完了が見込めないことから、平成30年度に繰越しいたすものでございます。

3件目の農林業系廃棄物試験焼却に係る臨時施設警備委託料については、先ほど説明いたしましたのとおり、第1クール分及び第2クール分実施に係る警備委託となります。

こちらも、年度内の完了が見込めないことから、繰越しいたすものでございます。

以上が、専決処分いたしました平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第5号でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり承認されました。

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長(柄目孝治君) 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」、御報告いたします。

平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、仙南クリーン

センターに係る農林業系廃棄物試験焼却業務委託料など、3事業において717万8,789円を平成30年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、報告第1号につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

繰越明許費繰越計算書にて御説明を申し上げます。

平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計において、繰越明許費を設定し、平成30年度に繰越しをいたしました事業は、3件で合計717万8,789円でございます。

事業の内訳については、3件とも農林業系廃棄物試験焼却に係るものとなっております。

1件目の農林業系廃棄物試験焼却業務委託料と2件目の飛灰・掘り起こし運搬委託料につきましては、平成29年度組合一般会計補正予算第1号でお認めいただきました試験焼却第1クールから第4クールに係る経費でございます。

3件目の、農林業系廃棄物試験焼却に係る臨時施設警備委託料については、平成29年度組合一般会計補正予算第5号でお認めいただきました、試験焼却期間中の円滑な受入れを行うための警備委託料でございまして第1クール、第2クールに係る経費でございます。

改めて、繰越しの理由を申し上げますと、当組合では、本年3月19日から第1クルールの試験焼却を開始いたしましたところでございます。しかしながら、測定結果の検証期間もあり、年度内の完了が見込めないことから、平成30年度に繰越しいたしたものでございます。

翌年度繰越額に対する財源内訳ですが、3件とも事業費に対しまして、補助率1/2の放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金が交付されますが、こちらの国庫支出金358万9,394円は、未収入特定財源として繰越しまして、差引額、既収入特定財源の欄ですが、全額、震災復興特別交付税が交付となるものでございます。

しかしながら、1件目310万6,931円と2件目の1,000円については収入済みですが、3件目の施設警備委託料48万1,464円の分のみが平成30年度におきまして、交付となることから、平成29年度において財政調整基金から一旦繰入れの措置をして、繰越しをいらしておるところでございます。

以上になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

日程第6 第9号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号))

○議長(柄目孝治君) 日程第6、第9号議案、専決処分の承認を求めることについて(平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 議案書の5ページをお開き願います。

第9号議案「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)について、6月7日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算の内容といたしましては、農林業系廃棄物試験焼却に係る第3クール以降の放射性セシウム濃度測定委託料を追加いたしましたものでございます。

現在、放射性セシウム濃度の測定につきましては、試験焼却業務の受託者である株式会社仙南環境サービスにおいて測定を行っておりますが、第3クール以降の放射性セシウム濃度の測定につきましては、更なる安全性の確認を行うため、組合においても専門業者に委託して再測定を行うものでございます。

第3クールの試験焼却につきましては、7月下旬から行う予定としておりましたことから、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、第9号議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

はじめに議案書の6ページをお開き願います。

平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号の専決処分になりま

す。

専決処分日は、平成 30 年 6 月 7 日でございます。ここで、別冊になりますが、表紙の左上に、専決処分と記載されております、平成 30 年度予算書（6 月補正）の 1 ページをお開き願います。

平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第 1 号になります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ 42 万 4,000 円を追加いたしまして、補正後の予算額を 56 億 923 万 6,000 円とするものでございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳出の補正予算となります。歳出 4 款衛生費 2 項 2 目じん介処理費 13 節委託料に、農林業系廃棄物試験焼却に係る放射性セシウム濃度測定委託料 42 万 4,000 円追加しております。

理事長の提案理由のとおり、農林業系廃棄物試験焼却に係る放射性セシウム濃度測定、更なる安全性の確認を図ることを目的に、第 3 クールから第 6 クールまでの放射性セシウム濃度測定委託に係る経費を追加いたそうとするものでございます。

委託の内訳については、煙突排ガスが 2 炉分の 4 回分、スラグが 4 回分、固化灰が 4 回分、土壌が 1 回分となっております。

これらによりまして、42 万 4,000 円の追加となっております。この委託の財源でございますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入の補正予算となります。6 款繰入金 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金に 42 万 4,000 円追加しております。

歳出予算に追加しました放射性セシウム濃度測定委託料に係る国庫補助金については、現在環境省と協議中でございますので、今回、仙南クリーンセンターの財政調整基金を充てる予算措置を行っております。

以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより第 9 号議案、専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 9 号議案は原案のとおり承認されました。

日程第7 第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

○議長(柄目孝治君) 日程第7、第10号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第10号議案「普通消防ポンプ自動車の取得について」、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、大河原消防署に配備されている普通消防ポンプ自動車は、取得後15年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障を来す懸念が出始めたことから更新するものであります。

今回、取得しようとする車両には、容量が600リットルの小型水槽と圧縮空気泡消火装置を装備しており、少量の水で消火する能力を有し、水利不足の現場においても消火活動能力の向上が図られるものであります。

当該車両は、緊急消防援助隊に登録している車両の更新であることから、起債の充当率が高く、元利償還金に対し交付税措置がある緊急防災・減災事業債が適用となるものであります。

入札参加業者につきましては、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全12者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月25日に入札会を行っております。

その結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格4,374万円をもって、6月29日付で物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより第10号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 239 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労様でございました。

午後 3 時 4 3 分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年8月6日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 志 村 新 一 郎

署名議員 丸 山 勝 利